

(こども未来部)

【私立認定こども園等整備事業】

(質問)

市議案第56号豊中市一般会計補正予算第3号のうち、私立認定こども園等整備事業の債務負担行為補正について伺います。令和8年4月開園を目指し、私立認定こども園等3園を整備する予定とのことですが、あらためて、各園の定員数と整備スケジュールや進捗状況を教えて下さい。

<答弁>

定員については、土地面積等の条件により前後しますが、各園約80人を想定しています。スケジュールについては、議案をご承認いただき次第、民間事業者公募のための選定委員会により、公募条件等を決定し公募、秋には選定を行い、事業者を決定し、整備に向けた事前協議を行います。国庫補助金内示、市補助金の交付決定後、着工、約7か月の工事期間を経て、令和7年度末に完成、令和8年4月1日開園というスケジュールを想定しております。

(質問)

昨年度実施したニーズ等調査結果速報値により保育ニーズがさらに高まると想定されることから、令和7年度以降も保育定員確保を進める必要があるとのこと。具体的に、現状では、令和7年度以降、どれくらいの保育定員の確保が必要と想定されているのでしょうか。あわせて、現時点での令和8年度以降の整備計画についても教えて下さい。

<答弁>

令和7年度から令和11年度までの5年間の確保量及び確保方策については、今年度中にニーズ等調査結果の詳細分析等を精査し、第3期子育て・子育て支援行動計画の策定過程で検討を進めてまいります。このたびは、待機児童の発生及びニーズ等調査速報値により、保育ニーズが今後約10%伸びることが見込まれることを受け、早期に対策を講じる必要があるため、令和8年4月の暫定確保量を設定した上で、現状の定員との差、約1000人分の範囲内で順次確保を進めるものです。

(意見・要望)

保育ニーズに限ったことではありませんが、市民のニーズや価値観、社会情勢やトレンドは、刻一刻変化しており、将来を見通すことは非常に難しいとは思いますが、ニーズ等調査結果の詳細分析等を精査して頂き、計画的に、余裕をもって、こども園等の整備が進められるように、ご尽力頂きたいと思っております。

【こども園の職員配置基準】

(質問)

市議案第61号豊中市幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例の設定について伺います。満4歳以上児の職員配置基準を30対1から25対1に、満3歳児の職員配置を20対1から15対1に改めるとのことですが、今回の国の府省令の改正をどのように評価されているのか、教えて下さい。

<答弁>

この度の改正は、配置基準の制度発足以来75年ぶりの改正で、安心してこどもを預けられる体制整備のため、こども未来戦略において打ち出されたものです。職員配置の最低基準であることから、その影響の大きさを鑑み、経過措置が設けられているところではありますが、こどもの健やかな育ちを支える基盤整備に資するものと認識しております。

(質問)

そもそも、本市が適当と考えておられる職員配置基準を児童の年齢ごとに教えて下さい。

<答弁>

年齢別配置基準については、基礎的な職員の配置を定めるものですので、国の基準を基本として考えております。国の基準を年齢ごとに申し上げますと、0歳児はこども3人対職員1人、1・2歳児は、6対1、3歳児は、15対1、4・5歳児は25対1。ただし、本市においては、1歳児については、5対1、また保育人材確保や待機児童解消等の課題がある当面の間は、現行通り、3歳児は、20対1、4・5歳児は、30対1が適当と考えております。

(質問)

職員配置基準の見直しに伴い、各施設において新たに保育士の確保が必要になるかと思いますが、現状でも保育士確保に苦勞されている施設が多い中、保育士確保に関する市の見込みと課題認識を教えて下さい。また、各施設が新たな職員配置基準を満たせるように、市として何らかの手立てや対策を講じる予定はあるのか、教えて下さい。

<答弁>

保育人材の確保は、本市のみならず、全国的に大きな課題であると認識しております。市としては、保育士・保育所支援センターでの求人及び求職情報提供や保育士試験対策講習の実施、また、保育士応援手当などの助成金の充実や処遇改善等加算の活用周知等、様々な取組みを行ってまいります。

(質問)

一方で、今回の条例改正は、国の府省令改正に伴うものですが、職員配置基準の改正に

合わせて、国として、保育人材の創出を促進する動きや、自治体への財政的支援の見込みはあるのか、教えてください。

<答弁>

国においては、職員配置基準の改正に合わせ、新基準を満たす人件費に係る公定価格の加算が措置されます。国における保育人材の創出促進策については、保育士宿舎借上げ支援等を継続するとともに処遇改善加算を見直すほか、新たに「保育人材確保懇談会」を立ち上げ保育者支援策等が議論されているところです。

(質問)

職員の配置基準に鑑み、教育や保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合においては、当分の間、従前の職員配置基準を適用するとのことですが、どのくらいの施設が現行の配置基準を適用されることを見込んでおられるのか、教えてください。また、当分の間とは、具体的にどれくらいの期間を想定されているのか、教えてください。

<答弁>

本市におきましては、新基準による必要職員数に対して、現在届出頂いている職員数では不足が生じると見込まれる園は約4割と推計しております。当分の間の期間については、国において府省令で「教育及び保育の提供に支障を及ぼすおそれがある場合」を「当分の間」としており、この経過措置期間の終了を見定めつつ、本市においても、保育人材確保や待機児童等の課題が一定解消されるまでの間は「当分の間」として、現行基準の適用を可能とするものと考えております。

(意見・要望)

今回の国の府省令の改正は、ご答弁にもあった通り、安心して子どもを預けられる体制の整備、子どもたちの健やかな育ちを支える基盤整備に資するものとして、理解します。ただ、その主旨や目的を実現するためには、保育人材の確保が必要かつ絶対条件ですが、正直、ご答弁にあった国の措置や対策、本市の様々な取り組み内容では、抜本的な課題の解消や改善につながると思えず、現行基準の適用を余儀なくされる園が存在し続けると思います。国には、府省令の改正にあわせて、その目的を達成するため、保育士の給与の大幅な向上など、保育人材確保の抜本的課題の解消策を講じて頂くべきと考えますし、市としては、積極的に意見や要望を挙げて頂きたいと思います。あわせて、市としても、保育職や保育現場に対するイメージや魅力の大幅な変化や向上につながる手立てや工夫を可能な限り、講じて頂くことを要望しておきます。

【児童扶養手当】

(質問)

市議案第56号豊中市一般会計補正予算第3号のうち、児童扶養手当に関して伺います。あらためて、現在、児童扶養手当を受給されている母子世帯、父子世帯の数を教えて下さい。

<答弁>

本市のひとり親世帯数については、令和2年国勢調査結果において、4711世帯(母子:約4500世帯、父子:約200世帯)となっています。児童扶養手当の受給世帯については、令和6年2月末時点で、母子世帯は2300世帯、父子世帯は91世帯、その他が111世帯、合計2502世帯(53.1%)です。そのうち、全額受給されている世帯は、約1300世帯(27.6%)です。

(質問)

児童扶養手当に関する国、市の負担割合を教えてください。

<答弁>

費用の負担割合については、国が3分の1、市が3分の2です。なお、市負担分に対しては、地方交付税措置が行われています。